

清国獄務顧問としての小河滋次郎

孔 穎

Ogawa Sigejiro as the Prison Reform Advisor for the Qing Government

KONG Ying

In May 1908, Ogawa Sigejiro arrived in Peking to become the Qing Government's Advisor on Prison Reform. Different from the previous studies, which focus on his contributions in prison education, law-making, prison designing and documenting, this essay looks at his comments on China's prison laws and legal culture: after a wide range of visits to various Chinese prisons, he concluded that the prison condition in China was better than had been accused and would be very hopeful through reform; he also discovered ancient Chinese prison culture and found great wisdom in it. This essay also studies Ogawa's extensive contacts in China, with his fellow Japanese as well as influential Chinese people in law and politics, particularly his relationship with Shen Jiaben and Dai Hongci, top legal ministers of the Imperial Government.

The two years that Ogawa Sigejiro spent in China was a kind of political exile for him, yet it is during these two years that he made great contributions to China's modernization of prison.

Keywords: Ogawa Sigejiro, Prison Reform Advisor for the Qing Government, Shen Jiaben, Dai Hongci, Chinese oversea students

キーワード：小河滋次郎、清国獄務顧問、沈家本、戴鴻慈、清国留学生

一 はじめに

中日近代交渉史を概観すれば、日清戦争から義和団事件を経て日露戦争に至る時期の日本について、清国政府は、日本の急速な進歩は西洋文物を取り入れた結果と看取り、軽侮してきた日本の実力を充分に認識し尊重し、万事日本に倣うべしという政策を打ち出し、盛んに留学生を派遣し官民を視察させると共に日本人を招聘するようになった。20世紀初頭の「清末新政」を中日関係史の「黄金の十年」と主張する研究者も出た¹⁾。

1906年清国政府派遣の日本監獄視察団を接待する任に当たり、特に監獄改良の方策を蘊蓄を傾けて一

1) (米) 任達 (Douglas R. Reynolds) 著、李仲賢訳、『新改革革命与日本 (1898-1912)』、江蘇人民出版社、2006年。

行に説き、その信望を集めた人物に小河滋次郎がいる。小河滋次郎は、清国政府の招請に応じ、家族を伴って北京に到着したのは、光緒三十四年四月戊辰（1908年5月13日）であり、2年間獄務顧問に任ぜられた。小河が赴任した1908年において、北京における日本人の在留者は792人あるが、最多数を占めたのは清国の招聘者で、家族を含め180人に達したという²⁾。このような多数の招聘者においても、小河は無論抜きん出て輝く存在であったと言えよう。北京滞在中、小河の存在は同胞に「大人株」と評された。1907年に継いで、1910年ふたたび清政府より二等第二宝星を授けられた。

清国獄務顧問の小河に関する先行研究は、島田正郎³⁾と孔穎⁴⁾の成果が知られる。小河が『刑事法評林』第2巻第9～10号、明治43年（1910年）に連載した「清国の獄制（上・下）」は、小河本人が当時の事情を物語る唯一の資料と思われたが、さらに明治44年4、5月の『法律新聞』第706号、第709号、第713号に、小河が執筆した「雑事雑感（四）～（六）」という清国獄制に関する記録が知られる。

そこで、本稿において清国獄務顧問としての小河滋次郎の清国獄務への貢献と清国に於ける足跡をさらに検証してみたい。

二 清国獄務顧問としての小河滋次郎

小河滋次郎は、家族を伴った北京生活について、小河は「盗難なく火災なく地震なく、防寒の設備に於て亦た遺憾なし、冬の北京生活は真に人をして極樂郷に在るの想ひあらしむ⁵⁾と満足していたようである。清国の監獄改良事業につき、「今や中国に於ける獄制改良の機運の発展と共に上流有司の意を斯業に傾注する者漸く多く而も其研究の態度の極めて熱誠真摯なるものあるを見るは欣ぶべし」と概観し、「中国に於ける獄制改良の前途の望如春之海ものあることを疑はず⁶⁾と楽観的に見做した。

1 小河顧問の委託された仕事

清国における監獄改良は中国における憲政実施準備の一項目になったので、改正監獄制度を実行しなければならない実況であった。

小河滋次郎が受け持つ法律学堂附設の監獄学専門科は表面上は法部即ち司法省から法律学堂に委託した形になっているが、実際は法律学堂の経営に一任され、法部とは殆ど何等の交渉も持たない組織であった。法律学堂は1907年に設立し、岡田朝太郎（刑法）・志田鉀太郎（商法）・松岡義正（民法）・小河（監獄学）の四人が揃い、修訂法律館の顧問としても活躍することになる。岡田博士は清国政府のために刑法を起草し、小河博士は監獄法の起草に参与した。学生は、普通の生徒とは異なって、各地方から募集した特別の生徒で、多くは法部の官吏或は大理院其他の裁判所に籍を有して居る人々から選抜したの

2) 「在北京の被聘邦人」、『法律新聞』第506号、明治四十一年六月三十日。

3) 島田正郎『清末における近代的法典の編纂』創文社、1980年の第六章「罪犯習芸所と模範監獄」の「IV 小河滋次郎の寄与」に触れられている。

4) 孔穎、『中国の監獄改良論と小河滋次郎』、清文堂、2015年。

5) 小河滋次郎、「燕京閑話」、『上田郷友会月報』第269号、1909年3月、第18頁。

6) 小河滋次郎、「燕京閑話」、『上田郷友会月報』第270号、1909年4月、第7～8頁。

で、中には高級の官吏も居り、したがって年も相応に長じ学識経験にも富んだ人が少なくなかった。学生の多くは非常に興味をもって熱心に勉強したから、数回行われた試験の結果も、優秀の成績を挙げることができ、小河は勿論、学校当局者も大に満足した⁷⁾。

小河の任務は法律学堂の教学の外に、清国の監獄法を起草することと、京師模範監獄改築の設計を立てることであった。小河の立案に成る監獄制度は一旦之を修訂法律館に回付し、審査を遂げた上、上奏する次第となっていた。審査の結果、多少の変更があったとしても、大体の理念、組織等の上においては小河の立案を崩すようなことはなかった⁸⁾。

1909年11月18日付の上田郷友会月報宛の小河書信によると、成立二十五周年の記念号発刊によって、当会と因縁が浅からざる小河に寄稿を依頼したところ、「折悪して目下小生の擔任に係る法案の脱稿を速進するの必要事情に迫られ、晝夜兼行、殆んど寸隙を得る能はざるの實況にて已むを得ざる返信の如きもここ一ヶ月間計りは全く絶筆致居候様の次第に有之⁹⁾」と、監獄法の起草に追われてようやく祝辞を書き、十日後の28日に届き、既に締切の後になり何とかして挿入し得た。ここから教学の傍ら、監獄法の起草に尽力しなければならなかったという小河の多忙な仕事ぶりが窺われる。

そのほか、北京において新に全国の手本とされる模範監獄を建築するというので、小河はその設計を委ねられ、その案を起草する。

小河顧問の貢献により清国監獄改良の方針が一通り形成されたことは否定できない。

2 小河と北京長野県人会

小河が北京で迎えた最初の元旦は、元日にして改元があつて宣統となるので、国喪中で一切の迎新の式を廃し、蕭涼を感じながらも、各家に年賀を略するという貼札があるのを見ると、「流石に礼節を即んずる中華国の名に恥ぢずと謂ふべし¹⁰⁾」と感心した。「物賣の聲甚だ善く、調子また面白く聞ゆ、大陸的音聲とも云ふべきか、日本の四疊半的の比に非ず、飴屋の笛は日本其まゝなり¹¹⁾、という。小河が異郷において最初に迎えた新年は自宅で家族と岡田、金子、早川等の郷友諸君に囲まれ、少しも寂しくはなかった。「北京の、昨今かるた會、到る所に盛んに行れ小生は餘り顔出しは不致候へども雷名は頗る高く渡り居候由に候知る人ぞ知る、正味の處は先づ幕内三四枚とでも可申歟、岡田氏の妙技神に入るものとは比すべくもあらず同氏の横綱は動かぬ所に可有之、早川氏は駒關の精銳にも比すべきか、兎に角、この三人なれば何れの場所に出ても確かにチャンピオンたる名譽を占領し得べくと存候¹²⁾」と、熱烈なカルタ会も行われた様子であった。

このように、多数の親縁者を北京に擁し、「北京に於ける上田郷友會の勢力もなかなか侮るべからざるもの」と称した小河は妻と同居者の河合栄子のほかに、正真正銘の郷友会員資格を有する者に有岡田瓢・

7) 小河滋次郎、「清国の獄制（上）」、『刑事法評林』第2巻第9号。

8) 小河滋次郎、「清国の獄制（上）」、『刑事法評林』第2巻第9号。

9) 小河滋次郎、「二十五周年に付」、『上田郷友会月報』第278号、1909年12月、第18-19頁。

10) 小河滋次郎、「燕京閑話」、『上田郷友会月報』第270号、1909年4月、第9頁。

11) 小河滋次郎、「燕京閑話」、『上田郷友会月報』第269号、1909年3月、第18頁。

12) 小河岳洋君書信（一月十六日北京発）、「書信」、『上田郷友会月報』第267号、1909年1月、第24頁。

金子信貫・早川正雄氏・金井延吉・母袋甕雄、また岡田、金子両氏の令閨及令嬢を加え、「正に一ダースの多きを數へ可申」、「岡田氏の談に一時北京に同氏の小學時代に於ける同窓竹馬の親交ありし者だけでも六人の多きを數へたりと」「此分にては早晚當地に上田郷友會支部の設立を必要と致し可申候」と盛況を称えた。さらに、「此く偉大の發展力を有する我が郷の前途は決して悲觀したるものには有之ましくこれと申すも畢竟、吾郷の全國に卓絶せる普通教育の賜と可申」¹³⁾のように、家郷の教育成果に帰結した。

1909年5月15日、北京城北の余園飯莊において、會員岡田瓢君の送別を兼ね、長野縣人会第二回を開催した。「本縣人にて當地に十四名の在留者有之而も大人株に小河博士川島浪速氏を頂き候へば中々他府縣に劣らぬ優勢に御座候」¹⁴⁾とある。今回は小河、川島両氏の多額の寄附金によって、会費としてはただの一元で、おいしいものがどっさり食べられた。余園は当地第一流の料理店で有名で、そのおり蘭花満開で、花樹の少ない北京にして殊更に嬉しい。当日は午後には微雨でも、小河滋次郎をはじめ、春日佐一郎（上田伊那郡木下の人）・赤澤長藏君（諏訪郡志賀の人）（會員河内山六之助氏親戚）・岡田瓢（上田郷友會員）・早川正雄（同）・金井延吉（同）・母袋甕雄（同）などの7名が参列した。記念撮影をしてから、宴会に移った。「例の支那料理の油膩的菜も支那通連は敢て辭する處日本に無之、否私などは大の好物とて盛にパクつき且つ飲み且つ談し候、……廳て酒と食に飽いては辯論縦横警語百出、支那談は無論の事にて、小河博士の小諸と諏訪との方言の親戚關係などの御話も面白く、岡田君の愛嬌タップリの言々句々亦在燕の掉尾の珍と可致、早川君の北は蝦夷俄羅斯より南は琉球新嘉坡等のタンケン談、赤澤君のアイヌ談も中々面白く拝聴致候。早川君のヴィオリンに合せて「信濃の国」と上田中学校歌「東千山の險により」の合唱は實に愉快に候ひき九時博士岡田春日の三君歸られしも四者は猶盛に放吟亂舞早川君例に依て最も隱藝に富みかくて十一時散會致候」¹⁵⁾と、且つ飲み且つ談し且つ歌う快活な送別会のぶりであった。

同年11月に郷友会成立二十五周年のため、「大清監獄律草案」の起草の最中にもかかわらず執筆した寄稿に、小河は「滔々たる天下、到る所に排擠陷害を以て能事とせざるなきの今日に當り獨り我が郷友會の健在に由て他地方又は他の團體に其類を見ざる我が郷特有の美德を顯揚し得るのことは真に快心」¹⁶⁾と誇りと賞賛の念を隠さなかった。

三 小河滋次郎と清国獄制

1 小河の清国獄制論

清国の監獄について、西洋各国は口を揃えて酷評していたが、小河は実地調査を踏まえたうえで「比較的良好」と客観的な判断を下し、「不完全の中にも自ら改良の可能性を備へて居る」という結論に至っ

13) 小河岳洋君書信（一月十六日北京発）、「書信」、『上田郷友会月報』第267号、1909年1月、第23-24頁。

14) 母袋甕雄、「北京長野縣人会（其實上田郷友会）」、『上田郷友会月報』第272号、1909年6月、第16頁。

15) 母袋甕雄、「北京長野縣人会（其實上田郷友会）」、『上田郷友会月報』第272号、1909年6月、第16-17頁。

16) 小河滋次郎、「二十五周年に付」、『上田郷友会月報』第278号、1909年12月、第19頁。

た。さらに、清国の獄制改良の前途について、「大に樂觀して居る者である、現に今日既に改良の機運が、次第に展開しつゝある事實を認むる」¹⁷⁾と説いた。判断の材料となる下記のスケッチから小河の忠実な観点を裏付ける。

小河は民政部所管の監獄のほか、監獄に直接の関係を有する教養局、養濟院等の施設にも注目した。これらは日本の感化院・養育院、即ち、貧民救済所というようなもので、犯罪豫防の機関として必要なものである。民政部の当局者はこれらの豫防事業についても、なかなか熱心に改良を図りつつあることに対し、小河は「大に敬服すべき事」と指摘した。教育刑思想を抱いている小河は日本の監獄行政を内務省から司法省へ移すのに反対していたから、「今日の中國に於ける獄政、若くは汎き意味に於ける社會的救済保護制度の改良を、熱心に攻究經營しつゝあるものは、法部の方面にあらずして、寧ろ民政即ち内務行政の方面にあると云ふこと疑はぬ」¹⁸⁾と感嘆したのは当然であろう。

小河は清国の監獄を見て最も羨しく感じたことは、まず在監者の予想外に少いこと、殊に婦人及び未成年者の最も僅かなことである。「在監者少数の好現象」は便利主義が行われているということが、主なる原因で、また、家族制度の力に依るためと帰着した。便宜主義に賛成する小河は「若し法定主義の下に、ハイカラ的未熟の新智識の手に依つて、改正刑法が運用せらるゝ様なことになつたならば、此が爲めに如何に多くの犯罪者が増加するやも計り難く、暮年ならずして東洋に第二の犯罪國を現出し、在監者横溢の爲めに、獄制改良の事までも滅茶々に打壊さるゝのみならず、刑事制度の活動は、全く反対の結果を齎らし、支那人の能く口にする所の、刑名、國を賊するの慘劇を演ずるに至るは、必然の數であらうと信ずる。」¹⁹⁾と、岡田朝太郎が起草中の清国新刑法に対して懸念を漏らした。

小河が赴任中の清国は司法独立がようやく幕開けしたばかりで、未だ行政万能の時代を脱したということには至らなかった。しかし、「既に不定刑期制あり」という一例のように、刑事政策の円満な働きを果たしているのを見て、実に驚いたようである。当時、不定刑期制度が、各文明国の法曹界における一大問題であつて、採否につき異論百出して、アメリカのほか、どの国でもまだ実行していなかった。この不定刑期が、清国において、無期監禁の名の下に実行されていた。「無期監禁とは終身禁錮と全く違つて居るので、不定刑期即ち期限を定めず、本人が監獄に在つて、改悛の情狀を現はすまで拘禁して置く」と云ふ方法に外ならぬ。而して無期監禁の處分を受けたる者は、通例三年の後には放免せられ、早いのは一年位で釋放せらるゝ者が少くない。其他監獄内で囚徒が病氣になつて、治療が困難である場合には親族下げて療養を加へしむる道も開かれて居る。」²⁰⁾という。

北京の模範監獄建築の議が発表された後、広東の商人が三万両の私財を寄附した。続いて南洋に駐在する領事が、一万両を寄贈している。²¹⁾また、広東在籍の蘇秉樞という役人は父祖の遺産十萬元を獻して新築の北京模範獄の工費に充てられた。これと相前後して南洋檳榔島の副領事戴春榮という者も同監獄建築費の内に三萬元を寄附すると申し出た。小河はこれらの寄付ニュースを特筆して、「日本などでは殆

17) 小河滋次郎、「清国の獄制（下）」、『刑事法評林』第2巻第10号。

18) 小河滋次郎、「清国の獄制（上）」、『刑事法評林』第2巻第9号。

19) 小河滋次郎、「清国の獄制（下）」、『刑事法評林』第2巻第10号。

20) 小河滋次郎、「清国の獄制（下）」、『刑事法評林』第2巻第10号。

21) 小河滋次郎、「清国の獄制（下）」、『刑事法評林』第2巻第10号。

んど夢想にも行はされざる所である」と評し、「當國に於ける獄制改良の機運を卜すべく其行迥の頗る歐州の改良史に髣髴する所もあるを見るは大に注目に値するの現象なりと謂ふべし」²²⁾と称えた。

古来、獄吏は非常に卑しい者として見なされ、余風も今日に至るが、小河は中国で「其趣を異にして居る所」を見出した。即ち、日本の典獄と異なり、「提牢の職に就くことは、寧ろ心ある者の自ら進むで求むる所で、世人亦決して之を輕蔑する様な感を持たぬ。積善の家に餘慶あり、提牢の職に在つて罪囚を愍むことは、陰徳を植うる所以であつて、其餘慶は自己の將來若くは子孫に報い來るものと信ずる。」實際、提牢の職につき善政を施した者が、家門の繁栄を見たことは、古今その例に乏しくない。小河は李文安と趙舒翹という二人を紹介した。李文安、字は玉泉が多年提牢として、好評を得た人であるが、「一世の豪傑李鴻章は即ち彼の子であつて、李鴻章の榮達は實に玉泉提牢の餘慶なりと認めらるゝも偶然でない。」と言う。『提牢備考』という監獄の専門書を著した趙舒翹も、提牢より累進して、遂に刑部尚書（司法大臣）に陞任した。小河は「此等は日本などで想像の及ばぬことで、提牢の位置の決して輕視せられて居らぬことが分る」²³⁾と感嘆した。

法部直轄の南北監獄内には獄神の祠という中国独特な法律文化を發見した。これは臯陶氏を祭つたものである。臯陶は古代中国の伝説上の人物として知られる。舜帝に仕えた賢人で、公平な裁判を行った人物として知られる。法を立て、刑を制定し、獄を作つたという。小河は「清國に於けるヂャスチースの神とも見るべきものである」と理解し、「臯陶字庭堅、堯舜二代に仕へて刑官たり能く欽恤の心を體し明元の道を盡し、徳を種き教を弼け、永く後世に刑、竟に用ふる所なきの範を垂れる」と注釈をつけた。その上、「帝曰、臯陶、惟茲臣庶、罔或干予正。汝作士、明于五刑、以弼五教、期于予治、刑期于無刑、民協于中。時乃功。懋哉。臯陶曰、帝德罔愆。臨下以簡、御衆以寬。罰弗及嗣、賞延于世。宥過無大、刑故無小。罪疑惟輕、功疑惟重。與其殺不辜、寧失不經。好生之徳、洽于民心。茲用不犯于有司。」²⁴⁾と、臯陶氏の言葉を引用摘録して、「今の刑事政策の綱領とする所亦此に出でず、實に千古不磨の金言と為すに足るべく獄神として若くは司直の神として此偉聖を祀る、蓋し偶然に非ずと云ふべし」²⁵⁾と褒め称えた。ここから「元來民を見る傷むが知しと云ひ、仁道を以て爲政の根本と爲したる」という中国法文化の精髓を読み取つた小河は、深く感銘を受けたようで、「刑事政策に志ある者、須らく支那に就て大に學ぶ所なかるへからず」²⁶⁾と推奨した。

22) 小河滋次郎、「燕京閑話」、『上田郷友会月報』第269号、1909年3月、第16頁。

23) 小河滋次郎、「清國の獄制（下）」、『刑事法評林』第2巻第10号。

24) 『書経（大禹謨・臯陶謨）』。「下に臨むに簡を以てし、衆を御すに寬を以てす。父子の罪は相及ばずして、賞は則ち遠く世に延ばす。過誤の犯す所、大いなりと雖も必ず宥す。忌まずして故に犯すは、小なりと雖も必ず刑す。罪已に定まりて、而して法の中に於て、其の重くす可く軽くす可きに疑い有る者は、則ち輕きに從いて以て之を罰す。功已に定まりて、而して法の中に於て、其の軽くす可く重くす可きに疑い有る者は、則ち重きに從いて以て之を賞す。殺して彼が生けるを害せんよりは、寧ろ姑く之を全くして、自ら刑を失するの責を受けん。此れ其の仁愛忠厚の至り、皆所謂生けるを好みするの徳なり。」

25) 小河滋次郎、「燕京閑話」、『上田郷友会月報』第269号、1909年3月、第17頁。

26) 小河滋次郎、「燕京閑話」、『上田郷友会月報』第269号、1909年3月、第18頁。

2 小河が視察した清国監獄

小河が視察した清国監獄はいろいろな形態があり、「複雑で統一なき監獄組織」と気づいた。「表面、監獄は法部の管轄に属すると云ふことになつて居るが、実際では大理院、其外の裁判所も各々獨立して專屬の監獄を有つて居る。尚民政部（即内務省）にも直轄の監獄がある、其外、同じ民政部の領域に属する北京の地方廳即ち順天府にも、獨立した監獄が設けられて居ると云ふ有様で、其間に毫も聯絡がついて居らぬのである。」²⁷⁾として、法部が監獄を管轄すると言っても、管轄しておる監獄は、僅に法部の中に設けられておる「南北監獄」という一監獄に過ぎない。大理院にもあれば、その外の裁判所にもある。これらの監獄は、法部から全く獨立しているのである。民政部や順天府のものに至っては勿論、法部とは何等の交渉を持っていない。

小河が赴任の当時、まず法部に属する南北監獄という古い監獄を視察した。「成程監房内に在つても戒具を用ゐ、多數の囚徒が雜居混同して、終日何事をも爲さずに遊んで居ると云ふ様な状態を見ては、勢ひ聳聳せずには居られぬのである。併し衛生法の如きは、一通り行届いて、病人も少く、總ての囚徒が何れも能く健康を保つて、牢獄の苦に堪へないと云ふ様な悲惨の状態を認めなかつた。」²⁸⁾と評している。

小河は民政部に属する習芸所も見た。「此中で新式に依つて稍改良の面目を備へて居るのは、民政部に属する習藝所と稱する一ヶ所の監獄に過ぎぬ、但し是は純粹の監獄と云ふことは出来ない、勞役所と養育院と監獄を合せた様のもので今より四年前の新築に係り、茲に勤めて居る二三の主なる官吏は、嘗て日本に留學して、理論及實際に於て監獄の事を研究したことのある人で、其研究を能く實際に應用して居る。此所らを以て見ても、予の教へた七百餘人の學生は、獨り學校に於て優秀なる成績を奏したのみならず、將來局に當つて能く運用の妙を全うし得る技能を備へて居ることを證明し得るので、予は自分の教育した生徒の前途に對して、大に樂觀して居る次第である。」²⁹⁾と述べている。

1910年6月30日に小河滋次郎は、清国政府獄務顧問の招聘を解かれるが、その6月初旬に、小河は直隸保定府に行つて、新旧各種の監獄を參觀した。同行者は僚友汪熾芝のほか、同じく北京の法律學堂で庶務を執る広島県人にして多年清国に客寓していた佐藤寿夫及び金井延吉の二人であった。保定洋務局で働く北京法政學堂の卒業生は一行の接待をした。往復三日という切詰めた旅行の割合には比較的多くの見聞ができた。しかし、記録が残ったのは教養工芸局だけであった。貧民を收容する工芸局の實質は即ち感化院にして勞役場又は授産場を兼ねていた。工場、宿舍、炊所、給与、作業奨励の方法、飯食、祭日休暇、接見及び寄信、幼工小學堂、女子部、懲罰などにつき簡略に記した。「宿舍の甚だ亂雜不整頓」「炊所、亦是清潔を缺く」「蓄犬の夥しきこと驚くべし」「工場に於ける年齢區分の雜駁」「工場の規模亦た狹隘に失する」「學校式を標榜するのに職員全員の武装に對する奇異感」³⁰⁾などと指摘した。男子の參觀を許さない女子部は、「余も亦た此に入ることを許されず、強て參觀を求むるにも非ざれども余に對して尚ほ拒絶を取てしたることは少しく拘泥に失するの嫌ひなきには非ざるか。」³¹⁾とやや不満であつ

27) 小河滋次郎、「清国の獄制（上）」、『刑事法評林』第2巻第9号。

28) 小河滋次郎、「清国の獄制（下）」、『刑事法評林』第2巻第10号。

29) 小河滋次郎、「清国の獄制（上）」、『刑事法評林』第2巻第9号。

30) 小河滋次郎、「雜事雜感（六）」、『法律新聞』第713号、明治四十四年五月五日。

31) 小河滋次郎、「雜事雜感（六）」、『法律新聞』第713号、明治四十四年五月五日。

た。そして、小河は当局の懲罰として減食を行うことに異議を表した。監獄法の起草の時、減食という細かいところまでも配慮された。賞罰の項につき、減食について細かく規定する第九十三条を設けた。つまり、減食って、食事を一回減らし、分量として二分の一から三分の二まで減らすこと。しかし、2日以上減食を実施する時、隔日に食料の全量を与えるべし。しかも、健康を保つため、隔日に減食を一回行うべしと記している³²⁾。このように懲罰と人権のバランスを極める小河から見れば、当局の措置は厳しすぎた。「申飭、直立、減菜及び屏禁の四項あり、未だ以て威壓の働きを全ふするに足らずとは當局者の苦條にして最う少し手厳しき何等かの手段を得んと望む所あるものの如し、北京の習藝所に於ける貧民に對する懲罰としては直立、停止屏禁の三種あるのみにして此所にては減菜を用ゐず、然かも之が爲めに紀律の維持に困難ありと云ふを聞かず、學校式を主義とする本局にして而かも既に収容する所の多数の者は幼者なり威壓の到らざるものあるに苦しむが如きは余の了解する能はざる所なり。」³³⁾と批判した。

3 清国政府への小河の献策

南北監獄は法部衙門の構内にあるが故に名実共に小藤元監獄即ち清国の中央監獄である。しかし、小河はその実況を見ると、今なお純然な刑部（法部の旧名）時代の旧式にして殆ど一改良を加えていない事実の存在を発見し、予想外であった。

清国当局者は模範監獄新築の計畫を進行しないと、獄制改良に着手する道なし、新築が成る日は即ち一挙に獄制改良の成功を告げる時だと固執していた。それに対し、「建築は唯是れ獄制改良の一手段たるに過ぎず、之れあるは固とより可なり、之れなきも亦た強て以て妨げとなすに足らず。」と小河はきっぱりと道破した。紀律の弛廢、衛生の缺陷、教化の不備、作業の荒弊、これらのことは必ずしも構造の不完全によるものではない。これらの実質的遇囚事項は経費の許す範囲に最善の手段を尽くして、今日之を考へて明日直ちに之を断行することは必ずしも至難に非ず。爲すべく又爲し得べきことを爲さずして因循、空しく唯新式監獄の竣工の日を待つべしというなら、竣工の後、獄制改良の上に果して何の得る所があるものか。小河は老婆心を厭わずに二つの比喩を持ち出して忠告した。「名工は器を選まず、器を選まざるの名工に與ふるに利器を以てす、此に始めて妙用の全きを期待することを得べし、不完全なる今日の監獄を善用するは兼てまた将来に於ける文明的な新式監獄の活動を完全ならしむる缺くべからざるの要件なりと知るべし。」「錦繡を装ふ野人たらんよりも吾れは寧ろ檻樓を纏ふ君子人たらんことを欲す。監獄の構造の不完全なるは必ずしも以て文明國の耻となすに足らず、若し夫れ實質の改良を閑却して徒らに外形的構造の備るを求むるが如きことありとならば所謂錦繡を装ふの野人に等しく寧ろ國の體面を傷くるに至るなきを得ず。」³⁴⁾として、南北監獄の現実の設備の下になお綽々として適当な改良を施し得る余地があると主張し、若し獄制改良に対する中央政府の堅実な主義方針を明かに定めて実行すれば、必ずしも多くの日数と経費を要することなく、古い南北監獄をして改良の模範を垂れることに成算ありと確信を示した。「近き将来に所謂模範監獄なるものの竣工を見るに至るべしと云ふことは決して以て

32) (日) 小河滋次郎口述、熊元翰編、易花萍点校、『京師法律學堂筆記・監獄學』、上海人民出版社、2013年、第360頁。

33) 小河滋次郎、「雜事雜感 (六)」、『法律新聞』第713号、明治四十四年五月五日。

34) 小河滋次郎、「雜事雜感 (四)」、『法律新聞』第706号、明治四十四年四月五日、第13頁。

今日の南北監獄の改良を緩ふする理由となすに足らず、余は寧ろ之れあるが爲めに反て益々改良の実行を急にするの必要あり」³⁵⁾と苦言した。

要するに、新式監獄の建築を謀るのと共に、既存の監獄に就て、着実に内容の改善を計画すること、という二つの手段を共に採ることを提案した。「經費の心配なくして、而かも直ちに其成功を見ることが出来、且堅實なる獄制改良の主意にも適ふ」という利点を説明し、さらに「幸に予の意見にして用ひらるゝならば、十分に行つて見せる、一年の後には、文明國の監獄として耻かしからぬ程に、其面目を一新してお目に掛けよう」³⁶⁾と青写真も描いた。

上記したものは小河が南北監獄の所感について当時の法部尚書戴鴻慈に献策をした大意である。戴尚書はその意見を取り入れようとしたが、尚書交代の爲めに頓挫を來たした。戴尚書は軍機大臣に榮転し、在官僅に半歳ならずして亡くなった。思いもよらぬこれらの事情に因り、「此に終に萬事休矣の運命を餘儀なくするに至れり」³⁷⁾と小河は嘆いた。実は小河の提案が採用されなかった本当の原因は小河本人が吐露したように、清国政府の排外主義にある。「然るに清國政府では、實際の仕事に外國人を容喙せしむることが、一國の體面に關するとでも思つたのか、内容の改良丈で、予の提案は遂に採用する所とならなかつたのは、甚だ遺憾なる所であつた。」³⁸⁾と言える。

4 京師法律学堂における小河の啓蒙薰陶

小河の京師法律学堂において行った講義録によると、自分の典獄と監獄行政官僚としての長年経験と西洋の監獄学と照らし合わせながら、下記の真摯な忠言を発信した。

監獄学と刑法学が密接な関係を持つと同じように、監獄法と刑法も切っても切れない関係がある。そこで、小河は自ら起草した大清監獄法を教授する時、岡田朝太郎が編纂した新刑法と引き合わせてコメントしたことがある。最も賛成できないところは三つある。1、罰金が払えない者は、自由刑で代えるという易刑法と、労役場に入って作業するという易役法がある。普通は最新主義の易役法を採用するが、岡田は新刑法に易刑法を踏襲した。2、起訴につき、法定主義と便宜主義がある。岡田が法定主義を取るのに対して、小河は便宜主義を主張した。3、陪審制度につき、岡田は弊害があり利益がなしと思うが、小河は西洋では法の觀念が発達した一大要因はこの陪審制度にあると持論した。日本国民は依頼心が重く、警察官と裁判官に頼ってばかりいて、自治の思想を持たない。実は官吏の力が弱くて、社会の助力を得なければ、有効に行使できない。西洋では、法律を小学校の教材まで取り入れるほど日常茶飯事と同様に扱う。欧米各国の法律は人民によって、作成し、適用の権力を裁判官に任せ、また陪審制度によって人民が裁判官を監督するわけである³⁹⁾。

「国の文明度を判断するには、その監獄を見るなり。」長年の小河の経験から言うと、これは虚言では

35) 小河滋次郎、「雑事雑感（四）」、『法律新聞』第706号、明治四十四年四月五日、第13-14頁。

36) 小河滋次郎、「清国の獄制（下）」、『刑事法評林』第2巻第10号。

37) 小河滋次郎、「雑事雑感（四）」、『法律新聞』第706号、明治四十四年四月五日、第14頁。

38) 小河滋次郎、「清国の獄制（下）」、『刑事法評林』第2巻第10号。

39) (日) 小河滋次郎口述、熊元翰編、易花萍点校、『京師法律学堂筆記・監獄学』、上海人民出版社、2013年、例言と第192頁。

ない。世界各国を総覧すれば、よい監獄を持つ国は必ず文明度が高い。でなければ、文明度が必ず低い。日本を例にすれば、傲慢な人は日本の文明が極まったと自慢している。小河は日本の獄制を巡察して、衛生法や教育法や管理官吏の学識が足りないなど、不足点がたくさんあると判明した。それ故に、日本の文明度がまだ低いことは隠すわけにはいかないと考えていた⁴⁰⁾。

立法、裁判、監獄という三者は持ちつ持たれつで、いずれも欠かせない。法律を立てることも、裁判が公平に行うことも、行刑機関の監獄を改良することも、どれも重視しないと、刑事の目的に達することができない。中国の立法と裁判がまだ完備されていない現実を鑑みて、先に監獄の改良を急がなければならないと忠告した⁴¹⁾。

1700年以来、監獄改良は軽罪（或いは幼年犯）改良から着手するローマ式と、重罪改良から着手するベルギー式という二種類がある。監獄の目的は囚人を感化させ、軽罪囚人を拘禁する小さい監獄をより一層重視すべきであるが、欧米にしても、日本にしても、重罪囚人を拘禁する大規模な監獄に目を置いてきた、いわゆるベルギー式を採用したのである。これが、まさに一番の失敗と言える。中国の監獄改良は、幼年犯や初犯者や軽罪者や短期拘禁者や未決犯を収容する支監から入手すればいい。各地方に支監を数箇所設け、費用も職員も地元紳士の力に頼るなら、手軽にできるのであろう。また、拘禁者が幼年犯や軽罪者なので、良民に感化しやすく、犯罪を食い止めることになる。もしベルギー式を取り、中央から改良事業を始めると、経費が出ないし、議会から承認されないし、拘禁者に重罪犯が多いし、改良の効果が上がらない。したがって、中国の監獄改良はローマ式を取り、支監から地方監獄へ中央監獄まで、という順番に改良していくべしと考えていた⁴²⁾。

イタリアは監獄改良の最初から、内務省に所轄されたばかりでなく、感化事業や貧民救済法や浮浪者の取り扱い法や免囚保護事業などの監獄の補助的事務は、すべて内務省に一任されたことによって、成功したわけである。そのほか、イギリスも同様に成功を収めた。日本では、監獄は司法省に、補助事業は内務省に分割された。これがデメリットであった⁴³⁾。

監獄の構造法が定まらないため、各国の監獄改良の失敗する要因になった。今日の日本でも、方針が一定しないので、監獄の完備が望めない。中国の監獄改良はまず、分房制にするか、雑居制にするか、方針を定めなければならない。小河は中国政府の経費困難の実況を鑑みて、監獄法総則第三条に、経費節約のため、徒刑監・拘留場・留置所・女監を同一監獄の違う区分を設けることを定めた。もともとは違う性質の監獄は独立したほうが最善だが、経費が足りないため、雑居制の前提に、品字監や十字監などの分界法をとるよう便宜を図った⁴⁴⁾。

日本監獄法にない規則がある。例えば、総則第七条（監獄内において、人身健康を損なう場所に在監者を拘禁すべからざる）、第八条（刑事被告人は審判目的及び監獄紀律を保全する必要範囲にその自由を規制するが、すべての待遇は受刑者と異なるべし）、分則第三十三条（入監者に収監手続きを行う際に、

40) 同上、第11頁。

41) 同上、第4頁。

42) 同上、第23-24頁。

43) 同上、第61頁。

44) 同上、第194、279頁。

本人の廉恥心を保全するように注意すべし)⁴⁵⁾などがあげられる。

四 小河滋次郎と清国法政官僚の接触

1 小河と修訂法律大臣沈家本

小河を清国獄務顧問として招聘したのは清末における近代法整備の中心的推進者であり、監獄改良に特に力を入れていた修訂法律大臣沈家本である。沈家本は法律学堂の校長であり、しかも法典調査会の総裁でもあった。法部の右侍郎の名義（日本の司法次官）を有し、たびたび法部尚書（日本の司法大臣に当たる）の候補となったこともある。沈家本「最近此人の法律に関する論文を集めた寄稿文存と云ふ書物が出来て居るが、中々価値のある立派な著述である。年齢既に、一週間二回若くは三回開かるゝ所の調査會には、必ず自ら出席して督勵を努めて居る、と云ふことである。……若し此人が法部尚書にでもなれば、法の發展の爲には大に祝すべきであるけれども、氏の特長を發揮し、成功を完うせしむる爲には、長く今の位置に在るに如くはない。中國に於ける法制の革新と云ふ事を、最も眞面目に考へて居る氏の如きは、殆んど他に其比を見ざる所であつて、監獄改良と云ふ様のことも、氏の熱心なる努力あるが爲めに、漸く發展の機運を見るに至ることが出来た次第である。」小河は「東西各国の法律にも一と通り通曉し、頭腦の明晰な、考への緻密な人」「古稀を過ぐるも、矍鑠として而かも精力の旺盛なること壯者も及ばず」「新説を咀嚼するの能力亦驚くべきものあり」など数多くの長所を見抜き、法典調査会の総裁が最適任で、「有力の法律学者」⁴⁶⁾として紹介し、清国監獄改良事業の最大功労者と賞賛し、敬意を表した。

小河は1906年沈家本が送り出した日本監獄視察団を接待する任に当たった。沈家本の上奏によって、1907年と1910年に清国政府より二回も二等第二宝星が授けられた。清国監獄改良事業に深く関わって大いに貢献した外国専門家として、沈家本への評価は最も忠実で的中だと言える。

2 小河と法部尚書戴鴻慈

小河はおそらく中国同僚から戴鴻慈（1853-1910）が法部尚書としての令聞を聞いた。また、度々戴鴻慈と会見する機会を得たので、自ら近距離的に戴鴻慈を観察することができた。初対面は単に学者肌の君子人なりとの感で、頻繁に接した後、「氏の材は行く所として適せざるなく、新思想に富み果斷力にも乏しからず、何れの方面にも融通の利く珍らしき大人物なる」ことを認め、益々敬慕の念を深まった。「氏の力は必ず能く法部の積弊を一洗し、法制改良の前途、亦た活躍飛動の刮目して見るべきものあらん」と期待していたが、残念ながら忽ち法部を去り軍機に入り、後ちまた幾何もなくして終に亡くなった。「氏あるが爲めに僅に改良の曙光を認むるに至らんとせし中国の監獄界は人をして氏の逝ると共に再び闇黒の昔に復へるの嘆あらしむるぞ」⁴⁷⁾と、小河は至大なる遺憾を表した。

45) 同上、第283、284、299頁。

46) 小河滋次郎、「清国の獄制（上）」、『刑事法評林』第2巻第9号。

47) 小河滋次郎、「雑事雑感（四）」、『法律新聞』第706号、明治四十四年四月五日、第15頁。

戴鴻慈は「知新」、いわゆる新思想に富んだ有力家として知られる。出身地は西洋文化と最も早く接触した広東省南海県で、そこから康有為のような維新思想家が輩出した。1905年、憲政調査の任務を託されて広く欧米各国を周遊した五大臣の一人として著名である。1906年、初代の法部尚書になって、司法独立時代を幕開けた。『清史列伝』によると、法部尚書時期の戴鴻慈の功績は「時法部初改、並寓創於因、端緒紛隳。又與大理院權限鞣轄、往復論辯、苦難分晰。鴻慈悉心規劃、首以申明權責為入手方法。……蓋以法部專任司法、大理院專掌審判、各有主持、而事權乃不至淆亂。其次釐定職掌。刑部向設十七司，至是改併八司：曰審錄、曰制勘、曰編置、曰宥恤、曰舉敘、曰典獄、曰都事、曰會計。八司之上設承政、參議兩廳，廳設參事各兩員、以資襄理。京外各級審判廳次第舉辦。又採英美改良監獄之制、於京師籌辦模範監獄、先後奉命旨允行。」⁴⁸⁾と評されるように、三つある。1、刑部から法部に改正された草創期で、端緒万般にもかかわらず、大理院との権限の分割から入手する。すなわち、法部は司法を専任し、大理院は審判を専掌すると定める。2、法部内の職掌を制定する。従来の刑部17司から8司に減らす、など。3、監獄制度を改良し、京師模範監獄を建造する。京師模範監獄の建造は戴鴻慈の短い任期で成し遂げた功績であるから、小河は度々、戴鴻慈と会見していた理由が分かった。

法部尚書戴鴻慈と大理院正卿沈家本の間に、「部院司法権限の争い」が行われていたが、局外者の小河から見れば、「私の赴任した当時、法部尚書を勤めて居つたのが戴鴻慈と云ふ人であつた、此人も比較的新思想に富んだ有力家で、沈家本とは多くの點に意見の投合を得たもの、如く、法制別して監獄改良の前途、此二人の握手提携に由て大に發展を期待し得へき曙光を認むることが出來たのである」⁴⁹⁾と二人の意気投合した点を認め、握手提携を期待していた。現在残された沈家本が戴鴻慈に返答した2通の書簡から、二人の互助関係を裏付けられる。1通には、監獄改良策を聞かれた沈家本はまず、西太后に引見されるたびに監獄改良を論されること、法部典獄司が全国監獄改良の枢軸なので天津などの地方に追い越されてはならないこと、天津罪犯習芸所ができたのに北京には習芸所がないのでやむを得ず流刑を続けること、監獄改良を直ちに実行しなければならない三つの原因を説いて、次に京師模範監獄の上中下策を論じた。もう1通は新刑律草案に関する問い合わせたことあった⁵⁰⁾。したがって、『清史列伝』に記載された戴鴻慈伝などの中国史料と照らし合わせてみると、小河の人物評は妥当と言えよう。

戴尚書の離任と逝去によって、清国獄制革新は、「此に少くも一頓挫を來たすの已むを得ざるに至つた次第である」⁵¹⁾と小河は扼腕したが、「幸に沈家本氏の健在なるあり、改良の献立は十分出來て居るのであるから、將來非常の出來事でもない以上は、決して挫折して仕舞ふと云ふ様の事はさからうと信ずる、再び捲土重來の機運に際會すべきは必然である」⁵²⁾と、沈家本の健在によって、清国獄制革新の将来が明るいものと確信していた。

48) 王鐘翰点校、『清史列伝』第16冊、中華書局、1987年、第5123-5139頁。

49) 小河滋次郎、「清国の獄制(上)」、『刑事法評林』第2巻第9号。

50) 沈家本、『與戴尚書論監獄書・答戴尚書書、寄移文存』、商務印書館、2015年、第167-169頁。

51) 小河滋次郎、「清国の獄制(上)」、『刑事法評林』第2巻第9号。

52) 小河滋次郎、「清国の獄制(上)」、『刑事法評林』第2巻第9号。

3 小河と清国の内務長官及び同僚

「今日の中國に於ける獄政、若くは汎き意味に於ける社會的救済保護制度の改良を、熱心に攻究經營しつゝあるものは、法部の方面にあらずして、寧ろ民政即ち内務行政の方面にあると云ふこと疑はぬ。」⁵³⁾と、法部より内務行政により大きな期待をかけていた。「最も熱心に此の方面に力を盡して居る」⁵⁴⁾有力者として、民政部尚書の肅親王を始め、警視總監として有力なる章宗祥、及び北京の地方長官即ち順天府尹の王乃徵、などがリストアップされた。

そのうち、特に王乃徵にスポットを当てて紹介した。「此王乃徵と云ふ人も順天府に一の新式監獄を造ると云ふ考へを起して、予に其設計等を依囑し、總て予の考案を採用し、建築に着手する筈であつたが、惜い事には予の歸朝する間隙に、湖北の布政使に榮轉して北京を去つて了つた。建築は中止にはなるまいが、此獄制改良と云ふことに非常の趣味を有つて居た人を失ふたことは、大に措まなければならぬ。」⁵⁵⁾とある。

今北京で獄制改良などの事に熱心で、且つ有力の地位を占めて居る人としては、小河は前述の沈家本を始めとして、曾て日本に獄制調査のために渡つたことのある董康、王儀通、麦秩嚴等の諸氏を列挙し、「此等の人は、現在よりも寧ろ長き未來を有する人であるから、其力に依つて必ず改良の實行を、數年の後に期することが出来ようと思ふ」⁵⁶⁾と肯定した。

小河は1906年法制調査委員として日本に行つて、特に監獄制度について熱心に研究する御史の麥秩嚴と親交を深めたようである。麥は当時北京模範監獄の監督を務めていたので、二人は仕事関係で提携協力していたのであろう。前記の戴鴻慈の逝去について、小河は「戴氏と其出身地を同ふし、且つ師弟の誼あり」の麥と残念の意を交わしていた。麥が所蔵した戴鴻慈の詩書遺品について、「詩を善くし書も亦た氏の最も得意とせし所なり、余の蔵する所のものは殆んど氏の絶筆として珍襲するに足るものなりと麥御史は語れり」⁵⁷⁾との記述を残した。

その時、中国では近代法学教育が広まり始めた。北京を始め、各地方に設けられた法政学堂には、必ず監獄学の講座が設けられていた。それは刑法と監獄と相俟つて、初めて刑政運用の働きを果たすことができるからである。一般の法政を学ぶ者に、監獄制度の事を勉強しておくことは、大に必要なことである。したがって、小河は監獄学の中国での繁栄ぶりをみて、「是は非常に宜い事」であると喜んだ。「幸に北京には、予が去つた後も支那人として江庸、汪儀芝、張孝移と云ふ様の、既に長く予と共に監獄の事を研究して居つた熱心家があつて、監獄學には十分通曉して居る人が在るのであるから、北京の各所の學校に於ける監獄學の講座は、此人等に依つて受持たるべき筈である。故に將來も益々斯學の發展を見ることが出来るであらうと思ふが故に、予は大に心を安んじて居る次第である。」⁵⁸⁾と述べている。

53) 小河滋次郎、「清国の獄制（上）」、『刑事法評林』第2巻第9号。

54) 小河滋次郎、「清国の獄制（上）」、『刑事法評林』第2巻第9号。

55) 小河滋次郎、「清国の獄制（上）」、『刑事法評林』第2巻第9号。

56) 小河滋次郎、「清国の獄制（上）」、『刑事法評林』第2巻第9号。

57) 小河滋次郎、「雜事雜感（四）」、『法律新聞』第706号、明治四十四年四月五日、第15頁。

58) 小河滋次郎、「清国の獄制（上）」、『刑事法評林』第2巻第9号。

4 小河と清国留学生

20世紀初め、小河は法政大学の法政速成科や東斌学堂や東京警監学校などの明治末期の公立・私立の法律学校で、数百人の清国留学生に近代監獄学を教授した。1908年、獄務顧問として清国に迎えられた小河は、この目で自分の撒いた種が芽生え大木になりつつある非常に喜ばしい現象を見届いた。即ち、中国では小河監獄学著述の中国語訳本が多数出版されていた。小河は自ら下記の書名を厭わずに列挙した。

「獄制に関する著訳又は報告書にして今日迄余の目に触れたる所のみにては監獄訪問録（上下二巻、法律学堂提調兼大理院推事、董康氏著）、調査東瀛監獄記（花翎四品銜法律館協修法部員外郎熙楨氏著）、調査監獄記（花三品銜郎中韓兆蕃氏著）、監獄學（法政大學畢業賀國昌及蕭仲祁兩氏共編）監獄学（故特派調査員知県区天相氏訳上中下三巻）監獄官習要書（上下二巻東斌学堂卒業姚景期、鄧学顔、田荆華三氏共編）日本監獄実務（東京警監学校卒業王元増氏著）等の数種あり」⁵⁹⁾ という。

ここに取り上げられた7冊はすべて小河の講義録と著作の訳本である。そのうち、3冊は1906年清国中央政府が遣わした日本監獄視察団のメンバーである董康・熙楨・区天相による小河の講義録と代表作の訳本、及び視察日記である。また、翌年自費で11箇所の日本監獄を視察した法部郎中韓兆蕃も一週間にわたる小河の集中講義を受けた。当時、日本の新監獄法を改正していた小河は講義中、韓兆蕃に対して最新の思考を語った。その講義録は1万字を超えた⁶⁰⁾。あと3冊は小河が教えた清国留学生による訳本である。賀国昌と蕭仲祁が編訳した『監獄学』は理論と実務を引き合わせたもので、その理論の部分が小河の法政大学の講義録に基づいたものである。東斌学堂の卒業生である田荆華も小河が育てた秀才で、中華民国の初代獄務司司長となった。

ここで特筆しておきたいのは、東京警監学校から卒業した王元増である。文章家の王元増の代表作である『日本監獄実務』は21万字からなる大作で、扉に小河の序言を掲げ、例言にも本書の内容が主に師匠の小河から学んだものと明言した。その序言は小河が清国赴任中の1908年秋に北京で王元増に頼まれて執筆したのである。「王君今や就官して奉天府地方検察庁に在り、同地には余の同学にして斯業に熱心なる蕭仲祁氏の獄務当局たるあるを以て相提携して益々其蘊蓄を躬行するに便宜を得らるることなるべしと信ず」⁶¹⁾と、王元増は前記の蕭仲祁と共に奉天で就官して獄務改良に携わって大活躍すると期待を寄せた。

これらの小河の著述は専攻者だけでなく、広く社会に歓迎された。小河は前記のように寄附者が多く現れたことは「機運の然らしむる所とは言へ自らまた著訳鼓吹の力にも因る所多かるべし」と述べた⁶²⁾。

また、小河は帰国前に訪問した直隸保定府工芸局で、東京警監学校の卒業生に再会した。「總辦呂文惠及び局員高蘊杰の二氏は曾て我が警監學校に在て余に従學し、畢業の後、府下の各監獄に紹介して實務

59) 小河滋次郎、「燕京閑話」、『上田郷友会月報』第270号、1909年4月、第8頁。

60) 孔穎、「清末法部郎中韓兆蕃の『考察監獄記』について」、『東アジア文化交渉研究』第10号、2017年3月、第715-725頁。

61) 小河滋次郎、「燕京閑話」、『上田郷友会月報』第270号、1909年4月、第9頁。

62) 小河滋次郎、「燕京閑話」、『上田郷友会月報』第270号、1909年4月、第9頁。

の研鑽に便宜を與へたるの縁故あるが爲めに、此に来る、恰も故郷に入て親戚知己に逢ふるが如し」⁶³⁾と旧交を温めた。

五 おわりに

上述したように、暗黒と言われた清国獄制から中国法文化の精髓を見出す小河の卓見と温かい目差しに注目し、そして、各階層の人との触れ合いの視点から、小河の清国で過ごした二年間をたどってきた。

1908年5月4日、監獄事務官法学博士小河滋次郎氏は、東京を發して遠く渡清の客となる。朝野の名流と多年氏の薫陶と指導を受けた行刑機関の僚友が見送りに新橋駅に来て数百人にもなった。時恰も新緑は郊外の紫藤と映えて、特に氏の壮行する趣があった。2年後の1910年6月11日、北京で小河の送別会を開催し、伊集院公使をはじめ、40余名の在留日本人が出席した。法学博士岡田朝太郎は「小河博士の在清期間二ヶ年は短日月の感あれ共、多くの事業の種子を蒔き苗を植えられたるの効は没すべからず、數年ならずして必ずや花咲き實結ぶの結果を見るべし」⁶⁴⁾と小河の盛徳を称した。

小河は送別会で自身の帰朝を出獄人と喩え、「予が歸朝後歐米を漫遊するの真意は日本に歸るも予に適當なる地位なきに由る」⁶⁵⁾と無念の思いを吐露した。帰国後の小河は米国で行われた第八回万国監獄會議に自費で出席し、欧米を漫遊した。同年、司法省から退職し、1912年に監獄法講義を公刊した以外には、まったく監獄界と縁を切り、方面委員制度の提唱創設という社会救済事業の根幹を拓き、その生涯を閉じている。

小河滋次郎の北京における二年間は、小河の人生において、「失意」の時代であったかもしれないが、小河は渾身の努力を中国の監獄改良事業に傾注し、法律の企画、監獄の設計、著作の翻訳、人材の育成等、輝かしい功績を築き上げた。その結果、中国において近代監獄制度が定着し、開花し結実したのである。

63) 小河滋次郎、「雑事雑感（五）」、『法律新聞』第709号、明治四十四年四月二十日、第87頁。

64) 「北京通信」、『上田郷友会月報』第285号、1910年7月、第31頁。

65) 「北京通信」、『上田郷友会月報』第285号、1910年7月、第31頁。

